

目 次

第1章 総 則

第2章 予防事務審査要領

第1節 総 論

- 1－1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い
- 1－2 収容人員の算定
- 1－3 消防用設備等の設置単位の判断基準
- 1－4 消防法施行令第8条の解説
- 1－5 令8区画の構造等の解説
- 1－6 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用
- 1－7 消防法施行令第9条の解説
- 1－8 消防開口（普通階・無窓階）の解説
- 1－9 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準
- 1－10 「避難口」及び「消防隊進入口」に設置する電気錠の指導基準
- 1－11 内装制限・防火材料の解説
- 1－12 電気設備、多量火気が設置されている部分等における消火設備の取扱い
- 1－13 防災対象物、防災物品、防災製品の解説
- 1－14 駐車のに供する部分等における床面積の取扱い

第2節 項目・形態別審査要領

- 2－1 消防活動用空地の設置基準
- 2－2 建築物の屋上におけるビアガーデン等の指導基準
- 2－3 高層建築物における指導基準
- 2－4 工事中の防火対象物における安全対策
- 2－5 総合操作盤を設置しなければならない防火対象物

第3節 特例基準

- 3－1 無用途区画の取扱い
- 3－2 パッケージ型消火設備の取扱い
- 3－3 特定一階段防火対象物又はその部分に設ける避難器具の特例基準
- 3－4 仮設建築物における消防用設備等の取扱い

第4節 届出等

- 4－1 各種届出等の運用基準
- 4－2 消防用設備等に係る届出等に関する運用

第5節 消防用設備等設置技術基準

- 5－1 消火器具
- 5－2 屋内消火栓設備
- 5－3 スプリンクラー設備
- 5－4 水噴霧消火設備
- 5－5 泡消火設備
- 5－6 不活性ガス消火設備
- 5－7 ハロゲン化物消火設備
- 5－8 粉末消火設備
- 5－9 屋外消火栓設備
- 5－10 動力ポンプ設備
- 5－11 自動火災報知設備
- 5－12 ガス漏れ火災警報設備
- 5－13 漏電火災警報器
- 5－14 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）
- 5－15 非常警報設備
- 5－16 避難器具
- 5－17 誘導灯
- 5－18 消防用水
- 5－19 排煙設備
- 5－20 連結散水設備
- 5－21 連結送水管
- 5－22 非常コンセント設備
- 5－23 無線通信補助設備
- 5－24 消防用設備等の非常電源
- 5－25 採水口
- 5－26 簡易自動消火装置（フード消火）
- 5－27 パッケージ型消火設備
- 5－28 パッケージ型自動消火設備

